
「外来腫瘍化学療法診療料1」の 施設基準に係わる掲示

当院では「外来腫瘍化学療法診療料1」を算定しています。

- 専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時1人以上配置され、患者様から電話等による緊急相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。
- 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っています。
- 化学療法委員会を開催し、実施される化学療法のレジメン(医療内容)の妥当性を評価し、承認しています。